

10月は「3R推進月間」・「食品ロス削減月間」です

日野町では、家庭から年間約4,000トンのごみが発生しています。その中には、まだ使えるものや食品ロスなど削減できるものもあります。

10月は「3 R 推進月間」・「食品ロス削減月間」です。循環型社会づくりを進めるために、「ごみをできるだけ捨てない」ことだけでなく、「ごみを作らない・発生させない・有効に活用する」ことを意識し、「一人1日100gのごみ減量」をめざし、身近なことから実践できる取り組みについて考えてみましょう。

環境のために今日からできるごみ減量チャレンジ(買い物・料理編)

- ☐ 詰め替え用の製品を選ぶ。
- ☐ 地域のバザーやフリーマーケット、リサイクルショップなどを利用する。
- ☐ レジ袋や使い捨ての箸・フォーク・スプーンなどは、必要な分だけ利用する。
- ☐ 買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認する。
- ☐ すぐに使わないものは冷凍するなど、食材の保存方法を工夫する。
- ☐ 食べられる部分まで捨ててしまわないよう、野菜などを無駄なく調理する。
- ☐ 生ごみは、しっかりと水をきってから捨てる。

○3Rとは？

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字をとった、持続可能な社会の実現に向けて私たちが実践できる最も身近な取り組みの一つです。

リデュース(Reduce)…ごみを減らすこと

リユース(Reuse) …… 繰り返し使うこと

リサイクル(Recycle)…資源として再利用すること



○食品ロスとは？

食べ残し、売れ残りや期限が近いなどさまざまな理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では年間464万トン、毎日、大型トラック(10トン車)約1,270台分の食品が廃棄されています。(令和5年度推計(農林水産省・環境省)より)



ごみ減量の標語を募集します

日野町エコライフ推進協議会では、ごみ減量や食品ロスの削減、3 R の推進を呼びかけるため、令和8年度版の日野町の「資源・ごみ収集カレンダー」に掲載する標語を募集します。

◎標語のテーマ

ごみ減量、食品ロスの削減、3 R に関する取り組み

◎応募締切

10月31日(金)(消印有効)

◎応募資格

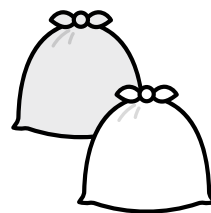
町内在住または通勤、通学されている方

◎選考など

標語の選考は日野町エコライフ推進協議会で行い、入賞者には記念品を贈ります。

◎応募方法

標語は、おおむね20字以内として、応募フォーム、FAX、メール、はがき、封書のいずれかで受付をします。郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入の上、日野町エコライフ推進協議会事務局まで応募してください。応募はひとり2作品までとします。



応募フォーム

◆応募・問い合わせ先 日野町エコライフ推進協議会事務局(交通環境政策課内)

〒529-1698 日野町河原一丁目1番地

☎0748-52-6578 FAX 0748-52-2043 E-mail kankyou@town.shiga-hino.lg.jp

名神名阪連絡道路に関する住民説明会

名神高速道路八日市IC付近から名阪国道上柘植IC付近を結ぶ約30kmの計画中の道路である名神名阪連絡道路の、これまでの進捗状況や、今後の計画についてお伝えするため、住民説明会が開催されます。地域の未来を共に考える機会ですので、ぜひお気軽にご参加ください。

【とき】 10月26日（日） 10時～（1時間30分程度）

【ところ】 日野町林業センター ホール

【定員】 70名（先着順・予約不要）

【主催】 滋賀県道路整備課・三重県道路企画課

◆問い合わせ先 建設計画課 道路河川担当

☎0748-5216561

「あんしん相談員」を募集します！

障がいのある人の権利侵害を未然に防止することを目的とした「東近江あんしんネットワーク事業」を担う「あんしん相談員」を募集します。

【任期】 2年間

【内容】 障がいのある人が利用する障害福祉サービス事業所や障がいのある人を雇用する事業所などを定期的に訪問し、相談を受け、解決に向けた調整などを行います。

【募集要件】

- ・相談者（障害福祉サービス事業所利用者）などと直接の利害関係がなく、事業推進に熱意がある方
- ・月1回の会議に参加でき、年1回以上の研修を受けられる方
- ・新相談員養成研修（5日間程度）の修了が可能な方

【申込方法】

福祉保健課までご連絡ください。

◆申し込み・問い合わせ先 福祉保健課 福祉担当

☎0748-5216573 FAX0748-5216503

E-mail fukushi@town.shiga-hino.lg.jp

みんなで支えあう

国民健康保険

社会保険への被扶養者認定手続きをご検討ください

現在、国民健康保険に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、被扶養者として社会保険に加入できることがあります。ぜひご確認ください。

社会保険等の被扶養者と認定される基準は…

- ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等を受給されている場合は年間収入が180万円未満であること
- ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
- ※公的年金・失業等給付も年間収入の対象となります。
- ※勤務先の社会保険によつては扶養の認定基準が異なる場合がありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

社会保険等の被扶養者に認定されたら…

国民健康保険の喪失手続きが必要です。マイナ保険証を利用されている方についても、被扶養者として社会保険に加入された場合は、国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

次のものをご持参のうえ、住民課保険年金担当へ届け出てください。

- ・新しく被扶養者と認定された健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
- ・窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの（写真付きのものは1点、それ以外のものは2点）
- ・窓口に来られる方と健康保険の手続きが必要な方の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

社会保険等の扶養になった時の利点は…

国民健康保険は被保険者の人数によつて保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-5216584